

令和 4 年 6 月 13 日現在

機関番号：22604

研究種目：若手研究

研究期間：2020～2021

課題番号：20K13349

研究課題名（和文）要支援被疑者の身柄拘束下の取調べ及び処遇の在り方の検討

研究課題名（英文）A research on measures for protecting vulnerable adults during the investigation stage

研究代表者

山田 峻悠（YAMADA, Takaharu）

東京都立大学・法学政治学研究科・助教

研究者番号：40846953

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、精神障害・知的障害を有する被疑者を保護するために身柄拘束下の取調べ及びその処遇においてどのような保護策を設けることが適切であるかに検討を加えるものである。精神障害・知的障害を有する被疑者は、その特性上、虚偽自白を行う危険性が高く、取調べの録音・録画等の近年の法改正で導入された制度のみでは虚偽自白の危険を払拭するには不十分であると考えられている。本研究では、イギリスとの比較検討から、精神障害等を持つ被疑者の供述の信用性を担保するために必要な保護策及びその保護策の実効性を担保するために必要な証拠法則上の取扱いについて考察した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、「取調べの可視化」という観点から積み重ねられてきた従来の議論に加え、イギリスとの比較検討から、精神障害・知的障害を有する被疑者の特性という虚偽自白が行われる別の誘因に着目して身柄拘束下の取調べにおける保護策を考察する点で学術的な意義が認められる。又、身柄拘束下の取調べの規律に関しては議論が未だ盛んに行われているところ、本研究は今後の法整備における一定の指針を示した点で社会的な意義を有する。

研究成果の概要（英文）：This research examines procedural safeguards for the detention, treatment, and interrogation of vulnerable suspects in custody. It is thought that some suspects in custody are likely to make a false confession for their mental disabilities and other psychological problems. Some commentators point out that the 2016 amendments of the Code of Criminal Procedure's safeguards are insufficient to eliminate the risk of such false confessions by those suspects. Therefore, this research, compared with British law, explores: (1) Which safeguards are needed to guarantee the reliability of statements by vulnerable suspects and (2) evidence rules to ensure that those safeguards effectively work.

研究分野：刑事訴訟法

キーワード：知的障害者 精神障害者 身柄拘束下の取調べ 立会い 自白法則 違法収集証拠排除法則

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

自らの犯罪事実を認める供述である自白は、その自白を行った者の有罪を示す重要な証拠であり、このような供述を採取する手段である取調べは捜査の中で重要なものとして位置づけられてきた。一方で、このような有力な証拠であるために捜査機関が熱心に自白を入手しようとするあまり、不当な圧力が加えられ、被疑者が虚偽の自白を行ってしまう虞がある。又、捜査機関が不当な手段を用いることがなくとも、身柄拘束下という外界から遮断された環境において被疑者は不安感・焦燥感に苛まれ、その場から解放されたいという思いから虚偽の自白を行ってしまう虞もある。このように取調べは有用な捜査手段である一方で、被疑者が信用性の低い供述を行ってしまう危険を伴うのである。そこで、如何に身柄拘束下にある被疑者が行った自白の信用性を担保するのが長年議論されてきた。とりわけ、近年では、密室で行われる取調べの危険性を除去するために、取調べの可視性の向上が検討され、2016年の刑事訴訟法改正により、被疑者の自白の信用性を担保するために取調べの録音・録画制度が義務付けられ、また、自白以外の客観的証拠の獲得手段の拡充がなされる等、法改正がなされ、被疑者の権利保障の充実化がなされてきた。

以上のようなこれまで行われてきた取調べの規律を巡る議論は、一般人として通常的能力を持つ被疑者を前提として展開されてきた。しかしながら、近年明らかになった誤判事件においては、被告人が知的障害や精神障害、被暗示性が強い等の特性を有する者であったという指摘がなされている。このような脆弱性を有する被疑者は、これまで議論されてきた方策のみでは虚偽自白を行う危険性を排除することができず、依然として誤判が生じる危険性が高いと考えられる。このような特性を有する被疑者に関しては、被疑者それぞれの特性に応じた対応を行う必要があると考えられるだろう。そこで、精神障害、知的障害等の脆弱性を有する被疑者の身柄拘束下の取調べ及びその処遇において誤判を防止し、これら被疑者の供述の信用性を担保するためにどのような方策を取るべきかを検討していかなければならないと考える。

2. 研究の目的

上述したような背景から、本研究は、精神障害や知的障害等の脆弱性を有する被疑者に対する身柄拘束下での取調べ及び処遇において、これら脆弱性を有する被疑者が行った供述の信用性を担保するために必要な保護策を検討することを目的とする。

この目的を達成するために本研究では、精神障害や知的障害等の脆弱性を有する被疑者に対する身柄拘束下での取調べ及び処遇において供述の信用性を担保するためにどのような保護策を取ることができるのか、そして、この保護策の実効性を担保するために、捜査機関が手続に従わなかった場合に、違法収集証拠排除法則や自白法則等の証拠法則に照らして、これら脆弱性を有する被疑者から入手された供述証拠の証拠能力や信用性をどのように解するべきか、という2点に検討を加えた。

3. 研究の方法

分析方法としては、イギリスの法理論・法実務との比較検討に依拠した。というのも、イギリス法は、我が国の刑事司法制度と同じ英米法圏に属しており、イギリスでは、精神障害や知的障害等の脆弱性を持つ被疑者を身柄拘束下の取調べにおいて保護するための方策を明文で定めており、学説や判例の積み重ねがあるためである。

供述の信用性を担保するための方策に関しては、まず我が国の身柄拘束下での被疑者の取調べ及び処遇の現状に分析を加え、我が国の制度の問題点を明らかにし、次にイギリスの身柄拘束下の取調べ及び処遇の制度に分析を加え、これら検討の結果から、脆弱性を有する被疑者の権利を適切に保障するためにどのような保護策を導入し、どのように運用していくべきかを考察していった。このような分析を行うに当たって、我が国に関しては、身柄拘束下の取調べに関する研究論文に加え、2016年の刑事訴訟法改正の際の法制審議会の資料や、警察等の統計資料、日本弁護士会の提言等を収集・検討を加えた。又、イギリス法に関しては、知的障害者等のための方策を定めた警察及び刑事証拠法(以下「PACE」とする)及びその実務規範に関する判例を中心に、各種雑誌に掲載された研究論文や、PACEやその改正法の立法資料、イギリス政府等が公表している各種統計資料を収集・分析を加えた。

手続違反と証拠法則の関係に関しては、まずで検討した保護策の実施に違反があった場合にイギリスでは証拠法則上どのような取扱いをしてきたのかを分析した。そして、このイギリスの議論を前提として、我が国において、知的障害等の被疑者が有する特性がこれら脆弱性を有する被疑者の自白の証拠能力や信用性を判断する上でどのように扱われるべきであるのかを考察していった。このような分析を行うに当たって、データベース等を用いて、関連分野の判例・裁判例に加え、各種雑誌の研究論文を収集・検討した。

4. 研究成果

(1) 供述の信用性を担保するための方策について 我が国では、取調べの監督制度や取調べの録音・録画制度の導入等の近年の法改正によって取調べの可視化が図られており、知的障害者等に関する手続を規律する特別の規定は存在しないが、捜査機関が知的障害者等を取り扱うに当たっては特別の配慮を行うように犯罪捜査規範で求められており、実務上様々な配慮が行われていることが明らかになった。例えば、捜査機関においては、事前の被疑者の供述特性の把握、被疑者の特性に応じた発話方法による取調べの実施、被疑者の特性に応じた取調べ手法の開発・研究の充実化を指針として対応してきた。又、更なる取調べの適正化の方策として、捜査機関側と被疑者の間のコミュニケーションを援助することを目的として取調べ時に福祉関係者等が立会いを行う法制度の導入の試行も行われていた。これら我が国の法制度を分析してみると、「捜査機関の監視・監督」や「捜査機関側の能力・技術の向上」に焦点を置いているということができる。

これに対して、イギリスにおいては、知的障害者等の取調べ及び身柄拘束下での取扱いについて通常の刑事手続とは別の手続が設けられ、様々な規制を受けることになっていた。その中で中心的な役割を果たすのが Appropriate Adult(以下「AA」とする)という制度である。すなわち、知的障害等の脆弱性を有する被疑者に対して、福祉関係者や被疑者の保護者等を AA として付与し、刑事手続に関与させる制度である。AA 制度を概略すると、次のように整理できる。すなわち、

AA の役割は、精神障害・知的障害等の脆弱性を有する被疑者の権利や福祉を保護することであり、これら被疑者に対して 助言・援助を与えること、捜査機関が被疑者の諸権利を尊重しているか否かを監視すること、捜査機関との円滑なコミュニケーションを手助けすること、被疑者が刑事手続における権利を理解し、行使することを援助すること、を AA は求められている。この役割を果たすために AA は、被疑者の身柄拘束に関する記録を閲覧する権限等が与えられており、権利告知が行われる場合の他、取調べや身体検査等が行われる際に立会いを行うことが認められている。

自白を採取する重要な手段である取調べの立会いの際に、AA は積極的に関与することが期待されており、被疑者と警察官のコミュニケーションを円滑に行う必要があると考えた場合の他、同じ質問が反復的になされている、あるいは、取調べが抑圧的に行われている等と思料した場合には取調べに介入するべきであるとされていた。又、法的助言を求める必要がある、あるいは、休息をとる必要があると思料した場合には AA は取調べの中断を求めることができるとされていた。一方で、AA の立会いには一定の例外があり、又、AA の介入が過剰である場合には捜査機関が取調べを中断し、当該 AA を別の AA と交代させる権限も認められており、捜査の必要性と被疑者の権利保護とのバランスが図られていることも明らかになった。

AA を中心とするこれらイギリスの法制度を分析してみると、我が国のような「捜査機関の監視・監督」という観点の他に、「被疑者の権利保護」という観点も重視して法制度を制定していると考えられる。このような被疑者の権利保護という観点から見ると、少なくとも身柄拘束下の取調べにおいてはイギリスの AA 制度と同様に立会人を付与する制度を我が国でも設けるべきであると考えた。すなわち、身柄拘束下の取調べにおいては被疑者を保護するために黙秘権や弁護権を保障しているが、知的障害者等は、権利の内容、個々の質問とそれに対する回答が持つ意味を十分に理解できず、適切に権利行使を行うことができない。したがって、このような十分に権利行使を行うことのできない知的障害者等には、適切な権利行使の機会を担保するための方策として AA のような立会人制度が必要になるといえることになると考えた。

以上のような検討から、知的障害者等の保護のためにさらに立会人制度を設けることを提言し、我が国で立会人制度を構築する場合に必要な要素について考察を加えた。

(2) 手続違反と証拠法則の関係について イギリスでは、PACE 及びその実務規範の違反がある場合、以下の二つの根拠に基づき入手された証拠が排除されうることになる。すなわち、自白を信頼性のない(unreliable)ものとする言動若しくは行為の結果として自白が入手された場合に当該自白の証拠能力を否定する PACE76 条(2)(b)と、自白証拠を採用することが手続の公平性に影響を与えうる場合に当該自白の証拠能力を否定する PACE78 条であり、これらの規定のいずれかを、若しくは、重複的に適用することで自白証拠の証拠能力は判断されることになる。AA 制度の義務違反に関しても同様の枠組みで自白の証拠能力が判断されてきた。AA 制度の義務違反に関するイギリスの判例を分析すると、AA 制度の義務違反があってもそれ自体で自動的に証拠排除に至るものではないことが明らかになった。もっとも、被疑者が知的障害等を有する場合に AA の義務違反は自白の信頼性や手続の公平性に影響を与える重大な要素の一つと捉えられており、被疑者の知的障害の程度や他の PACE の規定違反と相まって自白証拠の証拠能力を否定する方向に導くものであると捉えられていることも明らかになった。

我が国においても刑事訴訟法等が定める手続に違反して入手された自白の証拠能力は、手続違反のみを根拠に否定されるのではなく、手続違反を含め、事件の具体的な状況に照らしてその証拠能力が判断されることになる。したがって、イギリスにおいて AA 違反が生じた場合にどのような事情を重視して証拠能力の有無を判断しているかは参考にし得るものであると考えた。

又、我が国において自白法則の論拠及び自白法則と違法収集証拠排除法則との関係については大きな学説の対立があるが、イギリスにおいて自白の信頼性と手続の公平性という二つの観点から証拠能力の判断がなされていることは、自白法則の論拠として虚偽排除説や典型的虚偽

排除説、任意性説をとり、自白法則と違法収集証拠排除法則との競合的適用を認める立場から、手続違反が生じた場合の自白法則及び違法収集証拠排除法則の適用の可否を整理するのに役立つものであり、この点について我が国のこれまでの判例・学説を踏まえて検討を加えた。

(3)本研究の位置づけと今後の展望 本研究は、「取調べの可視化」という観点から積み重ねられてきた従来の議論に加え、イギリスとの比較検討から、精神障害・知的障害を有する被疑者の特性という虚偽自白が行われる別の誘因に着目して身柄拘束下の取調べにおける保護策を考察した点で学術的な意義が認められる。又、身柄拘束下の取調べの規律に関しては議論が未だ盛んに行われているところ、本研究は精神障害・知的障害等を有する被疑者に対して特別の手続を設ける必要性を主張し、今後の法整備における一定の指針を示した点で社会的な意義を有する。

更に、上述したように自白法則の論拠及び自白法則と違法収集証拠排除法則との関連について学説の対立があるところ、イギリス法におけるAA義務違反の証拠法則上の取扱いは重要な示唆をもたらすものであると思われ、本研究は、AAのような制度を採用した場合にその実効性を担保するために必要な証拠法則上の取扱いを示すのみならず、自白法則の論拠や違法収集排除法則との関連に関する議論に波及効果をもたらすものであると考える。

研究予定では、我が国の刑事訴訟法に大きな影響を与えているアメリカ法にも分析を加える予定であったが研究計画の遅れから実施できなかった。そのため、今後はアメリカ法にも検討を加え、知的障害等を有する被疑者に対する保護策、手続違反と自白法則・違法収集証拠排除法則との関連をさらに考察していきたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 山田峻悠	4. 巻 61(2)
2. 論文標題 知的障害・精神障害を有する被疑者の取調べ及び収容施設での取扱いの在り方の検討	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学会雑誌	6. 最初と最後の頁 169-208
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------